

令和4年度 第1回 四條畷市環境審議会 議事摘録

- 日 時 令和4年12月7日(水) 10:00~11:40
- 場 所 四條畷市役所 本館3階 委員会室
- 出席委員 = 12名 : 花嶋会長、小原委員、島委員、藤本委員、鈴木委員、高岡委員、
松田委員、富田委員、奥村委員、鮫島委員、葛城委員、
藤岡委員
- (欠席委員 = 2名 : 中川副会長、藤原委員)
- 傍聴者 = 0名
- 事務局 = 6名 : 東市長、山本市民生活部長、笠井市民生活部生活環境課長、
森市民生活部生活環境課主任、中原市民生活部生活環境課主査、
吉田事務職員

※議事に直接関係のない内容につきましては、省略しております。

担当	内容
事務局	<p>定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいまから、令和4年度第1回四條畷市環境審議会を開催いたします。</p> <p>私は、生活環境課の中原でございます。今回の審議会は、新たに委員の委嘱を行わせていただいてから最初の審議会でありますので、会長と副会長が決定しておりません。つきましては、会議の議長を務めていただく会長と副会長を選出させていただくまでの間については、事務局の方で議事を進行させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、事前にお送りしている資料及び座席へ配布しております議事資料の確認をさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会議の次第2. 資料1 令和4年度四條畷市環境審議会委員名簿

事務局	<p>3. 資料2 カーボンニュートラル宣言について</p> <p>4. 事前配布資料 なわての環境（令和4年版）（案）</p> <p>議事資料につきましては、以上でございます。</p> <p>また、議事資料ではございませんが、参考資料として「資料3 四條畷市環境審議会規則」を本日併せてお配りしております。</p> <p>次に、本日の審議会委員の出席状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>本日、中川委員、藤原委員におかれましては、所要のため欠席させていただくとのご連絡をいただいております。</p> <p>したがいまして、審議会委員総数14名中、出席委員12名、欠席委員2名でございます。以上により、審議会委員総数の過半数の出席をいただいておりますので、四條畷市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していますことをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、審議会の開催にあたり、東市長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>市長、よろしく申し上げます。</p>
東市長	<p>－ 市長あいさつ －</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お配りしております、資料1 令和4年度四條畷市環境審議会委員名簿に従いご紹介いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>四條畷市環境審議会規則第2条第1号委員の「市議会議員」から、</p> <p><small>おばらたつろう</small> 小原達郎 様でございます。</p> <p><small>しまこういち</small> 島弘一 様でございます。</p> <p><small>ふじもとみさこ</small> 藤本美佐子 様でございます。</p> <p>次に、同条第2号委員の「学識経験を有する者」から、</p>

事務局

はなしまあつこ
花嶋温子 様でございます。

なかがわれいこ
中川玲子 様は今回ご欠席の連絡をいただいております。

すずきやすふみ
鈴木靖文 様でございます。

たかおかだいぞう
高岡大造 様でございます。

次に、同条第3号委員の「市民の代表」から、

まつだよしえ
松田由枝 様でございます。

とみたあつこ
富田惇子 様でございます。

おくむらふさこ
奥村房子 様でございます。

さめしまじゆんこ
鮫島淳子 様でございます。

次に、同条第4号委員の「関係機関の職員」から、

かつらぎまみこ
葛城真美子 様でございます。

ふじおかおさむ
藤岡理 様でございます。

ふじわらよしなお
藤原吉直 様は今回ご欠席の連絡をいただいております。

以上でございます。

なお、鮫島委員様におかれましては、今回から新たに委員にご就任いただいておりますので、併せてご紹介させていただきます。

市長は、この後公務がございますので、誠に申し訳ございませんがこれで退席させていただきます。

<市長退席>

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

市民生活部長山本です。市民生活部生活環境課長笠井です。市民生活部生活環境課主任森です。市民生活部生活環境課吉田事務職員です。そして私中原です。よろしく願いいたします。

事務局	<p>次に、傍聴についてお伺いたします。</p> <p>本日の会議については、非公開とする理由は、特にないと考えられますので、傍聴を許可することに致したいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">－ 「異議なし」の声あり －</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>しかしながら、現在、傍聴希望者はおられませんので、傍聴希望者が来庁され次第、随時入場していただきます。</p> <p>それでは、本日の議題に入らせていただきます。</p> <p>まず、案件（１）「役員の選出」について、議題といたします。</p> <p>四條畷市環境審議会規則第３条第２項で「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」となっております。これにつきまして、どのような選出方法で行えばよろしいでしょうか。委員の皆様にお諮りさせていただきます。</p> <p>（鈴木委員挙手）鈴木委員お願いします。</p>
鈴木委員	<p>ご指名ありがとうございます。</p> <p>会長につきましては、これまで多くの自治体等で環境関係の審議会等で活躍されており、これまでの審議会の審議、運営にご尽力を賜りました花嶋会長に引き続きお願いしたいと考えております。</p> <p>また、副会長におかれましては、長い間審議会に関わっていただいておりますので、中川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">－ 「異議なし」の声あり －</p>

事務局	<p>異議なしとのご発言をいただきましたので、</p> <p>会長は、^{はなしま}花嶋 ^{あつこ}温子 委員</p> <p>副会長は、^{なかがわ}中川 ^{れいこ}玲子 委員</p> <p>に決定し、ご就任をお願いしたいと存じます。</p> <p>また中川委員は本日ご欠席いただいておりますので、事務局からご説明させていただきますまして、ご就任いただくようお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、花嶋会長、前の席へ移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが、就任のご挨拶をお願い申し上げたいと思います。まずは、花嶋会長、よろしくをお願いいたします。</p>
花嶋会長	<p>みなさんおはようございます。お忙しい中、環境審議会へお集まりいただきありがとうございます。ご指名により、今期も会長を務めさせていただきたいと思います。</p> <p>環境の問題というのは、以前は水質や大気などの身近な問題だったのですが、現在は地球環境の問題や、地球レベルでの資源循環の話などとなっております。実際はとても大変な状況になっており、私たち自身の将来にも大きく関係しております。見えにくいものではありませんが、深刻な状況ですので、是非みなさんで四條畷市の環境について、さらに良くするためにはどうしたらいいのかというのを審議していければと思っております。</p> <p>どうぞ、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>会長、今後ともよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、引き続き会議を進めてまいりたいと思いますが、これより議事進行につきましては、四條畷市環境審議会規則第4条第1項の規定により、花嶋会長をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、会長、よろしくお願いいたします。</p>
花嶋会長	<p>それでは、議事進行を務めさせていただきます。</p> <p>次の案件ですけれども、案件（２）「カーボンニュートラル宣言について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、案件（２）の「カーボンニュートラル宣言について」、説明させていただきますのでお手元の資料２をご覧ください。</p> <p>まず、「地球温暖化対策の推進に関する法律」におきましては、都道府県及び市町村は、その区域の自然的、社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定・実施するように努めるものとするとしています。</p> <p>こうした制度も踏まえ、昨今、脱炭素社会に向けて、２０５０年二酸化炭素実質排出量ゼロ、つまりカーボンニュートラルの実現に向けて取り組むことを表明した地方公共団体が増加してきています。</p> <p>こうした状況の中、本市におきましても、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があると考えています。本日は、まず本市環境審議会として、この方向性に対する意向の確認と、来年度本市の環境施策に対する基本的理念である環境基本計画を、このカーボンニュートラルに関する内容を盛り込んだ形で改正すること、また、この改正計画を公表するタイミングで「カーボンニュートラル宣言」を行うことといった方針につきまして、賛成や反対、その他なにかご意見があれば、お聞かせいただき、今後の市としての政策的な判断や具体的な取組みの検討、また来年度以降の計画改正のために参考にさせていただけたらと考えております。</p> <p>なお、環境基本計画の改正の具体的な内容につきましては、来年度改めてご連絡させていただく予定をしております。</p> <p>資料には参考として、本年１０月３１日現在のカーボンニュートラル宣言済の大阪府下の自治体の一覧と宣言済の自治体で行われている取組みの一例を記載しています。</p>

事務局	事務局からは以上です。会長よろしく申し上げます。
花嶋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局から説明がありましたが、何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p>
鈴木委員	<p>カーボンニュートラル宣言につきまして、四條畷市が宣言することについては、是非進めていただけたらと思います。</p> <p>昨今の情勢から考えても、これを進めていくということは国全体での方針でもありますし、色々な補助等もたくさんありますので、そうしたものを利用して取組みを増やしていくことによって、より豊かな四條畷市が形成できると考えております。</p> <p>ちなみに、来年度にアンケートを実施されると思いますが、他の地域で行われたアンケートで、市民と事業者様の賛同が非常に大きいということが分かっております。</p> <p>市民の方々の意識もだいぶ変わってきておりまして、温暖化対策を行うことが、昔は何となく「昔の生活に戻らないといけないんじゃないか」とか、「我慢しないといけないんじゃないか」と思われていたところが、アンケートの結果、半分以上、約7割の方たちが、温暖化対策をすることが地域を豊かにすることに繋がり、自分たちの生活もより活性化するという認識に変わってきております。</p> <p>そういった点でも、是非進めていただけたらと思いますし、単にCO₂を減らす、カーボンニュートラルをめざすというだけでなく、それに合わせて地域をより活性化し、安心して住めるような町にしていくという視点は忘れないで進めていただけたらと思います。</p> <p>ただ、仕方がないことですが、2030年に家庭部門で66%減といった国の目標があり、令和6年度に検討・実施を始めるとなると、この時点で2024年という形になります。</p> <p>わずか数年で達成を求められることを考えると、早急に動く必要があります。計画にない状態で動くことができるかは分かりませんが、すでに取り組</p>

鈴木委員	<p>まれている市民の方々、事業者の方々もいるかと思ひます。そういった方々を含めて盛り上げていくことが望ましいと思ひます。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございます。他に何かご意見・ご質問ありますか。</p>
藤本委員	<p>現在実施しているところで、田原地域がござひます。</p> <p>10月1日から1か月間、低速自動運転車及び電気で動く低速電気自動車走っていました。低速自動運転車は、無人で自動運行しており、低速電気自動車はドライバーがついて運行してありました。</p> <p>そこで、住民のみなさまから「非常に環境に配慮された田原地域にあった施策だな」というお声があり、環境問題等について意識していただけたという経緯もござひます。</p> <p>さらに推し進めていくためにも、先ほどご意見にもありましたように、温暖化対策を実施することによって、萎縮してどんどん昔の生活になっていくということではなく、どんどん新しいことをしながら、かつ便利になってカーボンニュートラルを実現していくのは本当にありだなと思ひております。</p> <p>私も宣言には賛成でどんどん進めていっていただきたいと思ひます。</p> <p>また、なわての環境の79ページから資料編があります。ここには四條畷の窒素・酸素などいろいろな成分等も含めて、様々なものを測定した結果が掲載されています。</p> <p>このようなデータを単に見るだけではなく、もっと市民に広げていくという意味でも、この宣言をすべきであると思ひます。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございます。他に何かご意見・ご質問等ありますか。</p>
小原委員	<p>今年一般質問で、カーボンニュートラル宣言をお願いしたところ、早速こういう形でやろうじゃないかというご提案をいただいて、大変評価しております。ありがとうございます。</p> <p>本市にとってもこの脱炭素社会という理念に対して、一生懸命取り組んで</p>

<p>小原委員</p>	<p>いるんだという、このあたりの姿勢が非常に大事になってくると思います。</p> <p>ただ、具体的に目に見える形では中々評価されにくい部分もありますので、そのあたりが痛し痒しの部分もあると思います。さきほどご意見にもありましたとおり目標達成までに時間があまりないということについて、私もそう感じております。</p> <p>例えば目標など実際どう設定していくのかについて、令和6年になると、再来年になってしまいます。そのため、実際取り組むのは令和7年になるのかなという感覚です。そうしますと、ますます時間的な制限ができてしまって、早急に取り組まないといけない。このあたりが、今大きな課題かなと思います。</p> <p>来年は環境基本計画の中に盛り込むということですが、取組みとか目標とかではなく、ただこの言葉を盛り込むということでしょうか。具体的にどのような形で盛り込む予定でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>来年想定しております計画の改正につきましては、この計画自体は基本理念を載せるようなものになっておりますので、ご指摘のとおり具体的な細かい施策まで記載するものではありません。</p> <p>ただ、ご意見いただいておりますように、施策としては随時いろいろなことを行っていく部分や継続していく部分もあります。先ほど藤本委員からお話があったように、グリーンスローモビリティのような実証実験を進めている部分もございますので、そのあたりも含めて、今実施していることを基本理念として、大きな枠組みとして盛り込んでいくような体制ができたらと考えております。次年度以降現在実施していることにプラスアルファで出来ることがあれば、資料に記載している施策の検討や実施ということで行っていきたいと考えておりますので、現時点では現在実施していることをまとめて新しく記載するイメージをしております。</p>
<p>小原委員</p>	<p>一般質問にも取り上げましたが、一般企業や各種団体等々では非常に活発に取り組んでいるというような報道がよくなされております。</p>

小原委員	<p>地方公共団体は、市町村によって取組みの内容に温度差があるのではないかと考えています。</p> <p>それ以上に、私が大事だと思っているのは、1番カーボンを出している市民の取組みをどうすべきかという、このあたりが最大のポイントになってくると思います。</p> <p>環境基本計画に盛り込む内容、あるいはもっと具体的な令和6年度以降の取組み内容に関しては、例えば行政が取り組む内容、あるいは市民が取り組む内容、市内の企業が取り組む内容というような形で出されるものと想像するのですが、そのあたりは何か考えていますか。</p>
事務局	<p>まず、現在進めております地球温暖化対策実行計画(事務事業編)というのがございます。役所の中で取り組めるもので、ペーパーレス化を進めたり、昼休みの電気を消灯したり、そういったことを徹底して取り組んでいくのがまず1つです。</p> <p>先ほど鈴木委員からご意見いただいたように、アンケートを市民のみなさま及び企業の方に取らせていただいて、どういう形で地球温暖化対策・CO₂削減に取り組んでいただいているのかというところをお聞かせいただいて、それをもとに計画の方を進めていきたいと思っております。</p> <p>また来年度につきましては、環境基本計画の改定をする中で、アンケートを取らせていただいたものを、地球温暖化計画も含め各計画へフィードバックしていくという形で、市民のみなさまへの啓発も含めて進めていきたいと考えております。</p>
花嶋会長	<p>他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>資料2のカーボンニュートラル宣言の最後のところに、実質排出量ゼロに向けて、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することが盛り込まれておられます。</p> <p>市内の森林面積はそれほど大きくないですが、環境譲与税が各市に出され</p>

藤岡委員	<p>おり、市の方で森林保全に関する方針ですとか、木材利用の基本方針を出しておられますが、カーボンニュートラル宣言がある方が、より上位の計画として位置づけられることになると思いますので、森林環境譲与税を使った森林整備などが可能だと思います。一般的に森林保全することで二酸化炭素を吸収出来ますので、そういった環境教育も含めて、環境譲与税を上手く的確に市民のみなさまに使っていく方向性ですと示すためにも、是非ともこの宣言の中で位置づけていただきたいなと思っております。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>方向性としては、宣言に対してみなさま前向きだということですので、来年度宣言に向けた様々な情報の集約と、準備が必要だというご意見が多々あったかと思えます。</p> <p>そのため、来年度宣言に向けた準備を事務局の方でよろしく願います。</p> <p>それでは次に、案件（３）「なわての環境（令和４年版）（案）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「なわての環境（令和４年版）（案）」について、説明させていただきます。</p> <p>皆さまもご存じのとおり、毎年生活環境課では、環境基本計画（現在は令和８年度末を計画の終期とする第２次計画でございますが）第４章に掲げられている基本施策に基づいた各環境施策の推進に関する取組みの実績を「なわての環境」として取りまとめた上、冊子として発行しているところでございます。したがって、お配りさせていただいている資料につきましては、「令和４年度における主要な施策」の部分を除き、令和３年度の実績ということでご理解いただきますよう、まず始めにお願い申し上げます。</p> <p>それではまず、全体的な構成から説明させていただきます。</p> <p>まず表紙ともう１ページめくっていただいて、目次をご覧ください。</p>

第1章「四條畷市の概況」にはじまり、第5章「令和4年度における主要な施策」、更には資料編と、大きな章立て並びに各章内の節などの構成につきましても、例年と変更はございません。

それでは、本篇の内容の説明に移りますが、ご覧のとおり、なわての環境につきましても、内容が多岐にわたることから、すべてをここで説明するにはお時間がたりませんので、かいつまんでの説明となりますが、その点ご了承ください。

まず、第1章の「四條畷市の概況」では、2ページから4ページにかけて、本市の地勢、気候、人口など、本市の環境施策を語る前段の基本的な事項を記載しております。

次に、第2章の「環境行政の概要」では、6ページから8ページにかけて、環境行政の推進主体となる組織や当課の所管事務、環境基本計画や条例など、本市環境施策を推進する上での外形的な枠組みの部分について記載しております。

続いて、第3章の「四條畷市の環境の概況」では、10ページ以降、市民の方々が快適な日常生活を営む上で関係の深い項目を各節ごとに分けまして、主にそれぞれの環境基準とその現状について記載しております。

10ページから15ページまでは、第1節「大気環境」ということで、大気汚染物質や、光化学スモッグなどについて記載しております。

16ページから20ページまでは、第2節「水環境」ということで、市内を流れる河川の水質測定結果などを記載しております。

21ページから24ページまでは、第3節「騒音・振動」ということで、騒音に係る環境基準や、環境騒音モニタリング調査の概要などについて記載しております。

25ページから27ページ中段までは、第4節「ダイオキシン類」ということで、毎年調査を行っている土壌や河川水質中のダイオキシン類の調査結果について記載しております。

27ページ下段では、第5節「地下水汚染」について記載しています。令和3年度においては、水質検査等における地下水汚染問題は発生しませんでした。

した。

28ページから34ページ中段までは、第6節「廃棄物」ということで、生活と密接な関係を持つ、ごみやし尿処理の現状について記載しております。

最後の、34ページ下段から35ページでは、第7節「公害等の苦情」ということで、これら生活に密接に関連する各項目について、苦情という形で市に相談が寄せられた件数を整理して記載しています。表3-28に記載のとおり、近年では「その他」として、猫などの動物に関する苦情なども増えており、苦情の種類が多様化していることがうかがえます。

ここまでが、第3章の「四條畷市の環境の概況」の説明となります。

続きまして、第4章の「令和3年度における施策の実施状況」の説明に移ります。

これにつきましては、冒頭でご説明させていただいたとおり、環境基本計画に掲げられている「基本施策」に基づき、令和3年度に本市で実施した、環境施策に関する事業の実績に係る記述となっております。

令和3年度は令和2年度に続き、新型コロナウイルスの影響により中止や延期・縮小等により例年のように事業が行えていないものが多くあります。

なお、本章につきましても、36ページから74ページまでと、かなりのボリュームがございますので、かいつまんでの説明とさせていただきます。

毎年実施している「環境フォーラム」等は中止する結果となりました。「四條畷市再生資源集団回収促進協議会」との協働事業では、各家庭で使わなくなった陶磁器製やガラス製食器を持ってきていただき、また、気に入ったものをお持ち帰りいただけるという「食器市」を、令和3年度におきましては1回行いました。なお、今年度は、令和5年2月19日に、「なわて環境フォーラム」の開催を予定しております。

次に、少し飛びまして、第9節「循環型社会の構築」の中から、「ごみの3Rの推進」として、62ページ下段「⑤家具等のリユース品展示コーナー」のところをご覧ください。これは、市民のみなさまから提供された家具などの不用品の中から使用可能なものを展示し、希望者に抽選で提供を行ったイ

事務局

メントですが、展示品数 217 点に対し 84 点を提供する結果となりました。

第 12 節「行政及び地域で取り組む地球環境問題」の中から、「地球温暖化対策の推進」として、70 ページ「第 4 次地球温暖化対策実行計画」のところをご覧ください。平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間行った、温室効果ガスを 5%削減することを目標にした「第 3 次四條畷市地球温暖化対策実行計画」を終え、新たに令和 3 年 3 月に、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間に、令和元年度比で温室効果ガス総排出量を 30%削減することを目標とする「第 4 次四條畷市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。令和 3 年度からは、この第 4 次実行計画に基づき、更なる削減の取組みの推進を図っています。

令和 3 年度の温室効果ガス排出状況については、温室効果ガスの排出に最も影響のある電力使用量の削減や、電力利用対象施設の減少などにより、令和元年である基準年度から、約 8.6%の削減となりました。

それでは最後に、第 5 章の「令和 4 年度における主要な施策」についてご説明します。

75 ページからをどうぞご覧ください。

今年度（令和 4 年度）におきましても、地域や市民団体との連携を図りながら、継続的に環境問題への意識醸成を図る観点から、新型コロナウイルスの影響を鑑みながら実施してまいります。

内容につきまして、これまでの説明と重複する部分もありますが、主だったものについて順に説明させていただきます。

「1. 活動体制の整備」の中では、行政による側面的な支援としての、市民団体への活動助成金の交付や、目に見える取組みへの支援として、環境フォーラム等を継続実施してまいります。

「7. 快適な住環境の整備」の中では、空き地等の適正管理の啓発や、保健所等と連携しながら、ペットの飼育マナー向上に向けた啓発を行ってまいります。

「9. 循環型社会の構築」の中では、ごみ減量化への取組みとして、今後

事務局	<p>も継続して食器市等に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、79ページからの資料編「用語の解説」につきましては、本編中で使用しております専門用語等について、主だったものを説明させていただいております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、「なわての環境 - 令和4年版 - (案)」の説明を終わらせていただきます。会長よろしくお願いたします。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございました。非常に分厚いものなので、コンパクトにご説明いただきありがとうございました。</p> <p>さて、このなわての環境について何か、ご質問・ご意見はありませんか。</p>
島委員	<p>27ページの地下水汚染について、令和3年度には地下水汚染がなかったということですが、田原地区の地下水の汚染については、継続されたままで浄水場が4月をもって廃止することになりました。</p> <p>自分としては、東部地域の水道の確保の観点からも、非常に水源の確保が重要と思っておりましたので、置いておきたいということで要望しましたが、ろ過するにあたって PFOS を抽出するのに非常にお金がかかるということで、廃止をするということになってしまいました。</p> <p>これについては、どのようにお考えなのか教えてください。</p>
事務局	<p>水道の問題になりますので、水道企業団の回答になります。</p> <p>ここに掲載させていただいた「令和3年度においては、水質検査等における地下水汚染問題は発生しませんでした。」というのは、新たに令和3年度には発生はしてないという意味でございます。発生したのは、令和2年度に PFOS・PFOA の基準値が50ng/L を上回ったということで、地下水をくみ上げて上水道を提供していたものが停止されました。</p> <p>今回、おっしゃられたように水道企業団が浄水場を取り壊すという形で決定されております。</p> <p>四條畷市には PFOS・PFOA を出す工場はありませんので、隣接している奈</p>

事務局	<p>良県もしくは生駒市から地下水へ流入した可能性があるという憶測だけで、どこからのものが入ったのか全く分からない状況です。</p> <p>これを実際に調査するかについては、四條畷市には権限委譲されておられませんので、大阪府の権限となります。</p> <p>このことから、四條畷市は権限がないため、大阪府を通じて奈良県、奈良県から生駒市の方へ調査を行ってほしいという要望は出していますが、中々実現には至っていない状況です。</p> <p>また、地下水におきましては、根源を見つけても、きれいになるまで何十年、何百年という年月がかかると聞き及んでいますので、今後とも大阪府へ原因追及について、要望を続けてまいりたいと考えています。</p>
島委員	<p>要望は続けていただけたらと思います。県を跨ぐということで、大阪府の声が奈良県に届くのかについては気になるところです。</p> <p>当然、水道水としての井戸水の使用はやめますが、農業用水に使われておりますから、それについては環境問題ですから、十分に考慮していただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>その地下水をくみ上げて農業作物を作っているという認識はございません。</p> <p>寒谷池もしくは北谷池を使っての農作物の栽培をされていると聞いております。</p> <p>ただ、この PFOS・PFOA が 50ng/L を超えた場合に、人体にすぐに影響があるかについては、今のところ環境被害については知見がない状況でございます。</p> <p>そのため、健康被害等につきましては、今後国・大阪府の動向を見極めながら動いていきたいと考えております。よろしく申し上げます。</p>
島委員	<p>国は、今の水を飲み続けて3か月4か月、1年と飲んで、長期的になると問題があるかもしれないということを言っています。</p>

島委員	<p>それについては水道の方で確認させていただきまして、瞬間的に問題があるということではないと聞いております。ただ、農業に使われてないというのは間違っています。</p> <p>生駒市の方で水をポンプで汲み上げています。</p> <p>同じ水源であるということは間違いありません。これは以前夏に水源が枯渇した時に、井戸のくみ上げについて色々調べたのですが、上流で同じ水脈について井戸がたくさん入っていました。</p> <p>農業委員会に、水道を取るのか農業を取るのかどっちにするのか決めて下さいということをお願いしたことがあります。</p> <p>その時に、農業の方を取るということで、井戸の水を止めないということで、汲み上げされました。</p> <p>そのために、全体の水位が下がったという事実がありますので、そのような事実があるということは意識していただけたらと思います。</p>
花嶋会長	<p>なわての環境は、現状における四條畷での環境の状態を記録しておいて、将来に残すために冊子にしているのではないかと思いますので、もし令和3年度のPFOS・PFOAの測定データがあるのであれば、結果を残しておくべきなのではないかと思いますが、ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>なわての環境の冊子につきましては、四條畷市が測定をした数値を中心に記載しております。そのため、大阪府などが実施しているデータを全て入れてしまうと、PFOS・PFOAだけでなく全て入れることになってしまうため、掲載することは難しいです。</p>
花嶋会長	<p>この「令和3年度においては水質検査等における地下水汚染問題は発生しませんでした。」というのは、事実なのでしょうか。</p>

事務局	<p>先ほど申しあげましたように、PFOS・PFOAの問題は、令和2年度に問題が発生いたしまして、令和3年度については新たには発生はしていないという意味でございます。</p>
花嶋会長	<p>令和3年度には終息しているということでしょうか。測定した結果どのようになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>測定はしておりません。</p> <p>表現がわかりにくい部分もありますので、「新たに」など文言を追加させていただきます。新たに令和3年度に別の場所で発覚したなどということはありません。</p>
花嶋会長	<p>それは令和3年版には、令和2年度に問題が発生したという記述はあるのですか。</p>
事務局	<p>令和3年版については、そのような記載をさせていただいております。今までは、そのような問題が発生したことがなかったため、令和3年版から第5節の地下水汚染の項目を追加させていただいております。</p>
花嶋会長	<p>よくないとか悪いでの話ではなく、ある問題をちゃんと記録して残しておくということは、非常に重要だと思いますので、先ほどおっしゃられたように現在のところ直接的にすぐに健康被害に繋がるというのがないとしても、もし、10年後20年後に、昔どうだったかなという時に、ちゃんと記録が残るようにしていたほうがいいのではないかと思いますので、令和2年度にはあったけれども、令和3年度においては新たなものはないということで令和2年度の問題は続いているということでもよろしいですか。</p> <p>とりたてて、騒ぎ立てることはないと思いますが、現状について肅々と記述しておくというのが、将来のためになるのではないかと思います。</p>

事務局	<p>そうです。追記する等事務局で検討をさせていただけたらと思います。</p>
花嶋会長	<p>はい、よろしく願いいたします。 他に何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。</p>
小原委員	<p>なわての環境は作成して公表するというのは、だいたいいつ頃になりますか。</p>
事務局	<p>例年は、3月頃に公表させていただいております。</p>
小原委員	<p>環境基本計画、来年策定公表ということで、2つの環境政策の違いの部分 はどのような部分があるのですか。</p>
事務局	<p>大きく分けると、なわての環境というのはいわゆる環境白書と言われる 結果をまとめたものと、環境基本計画は今後の目標等について記載した計画 で大きく異なります。</p> <p>環境基本計画は、なわての環境でまとめている様々な施策の1番大本とな る基本理念を掲載した市の計画となります。</p> <p>その計画に基づきまして、地球温暖化や廃棄物対策といった様々な計画が そこにぶら下がる形で、並ぶこととなります。</p> <p>この2つの関係は、現行の環境基本計画の理念に基づいて行われた各施策 の報告というのが、なわての環境です。</p>
小原委員	<p>なぜ、このようなことを聞くのかと言いますと、環境基本計画に来年、カ ーボンニュートラルについて掲載することになります。なわての環境でこう いう取組みがありましたと報告がありましたが、なぜカーボンニュートラル が記載されていないのかなと思いました。その点はどうなっていますか。</p>

事務局	<p>なわての環境は、令和4年版となっております。</p> <p>中身は、令和3年度に実施した事業の結果を掲載していますので、カーボンニュートラル宣言等については、再来年以降に掲載することになります。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございました。他に何かご質問・ご意見ありますか。</p>
島委員	<p>78ページの風俗営業に係る建築規制の記載があり、四條畷市のラブホテル及びぱちんこ店の条例があるということですが、現在営業するラブホテルの中に、1件開設するときには、ビジネスホテルということで申請をされて、ふたを開けてみたら、ラブホテルであったところがあるのですが、そのようなことは今後の規制の中で対応できるのですか。</p>
事務局	<p>ラブホテル規制条例につきましては、建築当初にいろいろな条件等々がついており、それがビジネスホテルの形態をしているのであれば、建築は可能です。</p> <p>その後の建築の内容等が違法に変更されたのであれば、警察や消防法等の関係が出てくるため、そちらの所管になると思いますので、建築してしまった後でこの規制条例をもとに規制する条例ではないので、この建物を建築できるかどうかという検討をする条例となります。</p>
花嶋会長	<p>他にご発言されていない方も、ご意見・ご質問等があればぜひお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。これは何ですかというような話でも、そこに大きな始まりがあるかもしれませんので、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。</p>
鮫島委員	<p>カーボンニュートラルの単語自体が伝わりにくいのではないかと思います。その意味の説明としてもっと具体的に関西らしく、例えを挙げるなどして分かりやすい形で、高齢者等にカーボンニュートラルの単語を浸透させていくための活動等を宣言する前にするべきではないかと思います。</p>

花嶋会長	<p>ありがとうございます。確かにそうかもしれません。言葉自体が分かりにくいというご指摘でした。</p> <p>宣言する時には、みなさんに分かるようなサブタイトルなどをつけた方がいいのかもしれませんが。</p> <p>ありがとうございました。他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。</p>
高岡委員	<p>なわての環境 83 ページの pH について基準を超えているものは全てアルカリ側に振れていますが、何か理由があるのですか。</p>
事務局	<p>pH が高い時期は、気温が全て 30 度以上のかなり暑い日に計測した結果になります。</p> <p>アオコの発生や水分量が少なくなることによって pH が高くなると聞いております。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>全般的に見て、しっかり記録されておりまして、またなわての環境の特徴なのですが、本当に色んな活動がたくさん行われております。市民の方々を含めて、一緒にこうした環境のことに取り組んでいこうという姿勢が見えていて、今後温暖化対策も含めて行っていくことでより充実することを期待したいと思います。</p> <p>質問は 2 点ありまして、1 点は 20 ページのところの水質汚濁の下水道の普及率という表がありまして、下水道は普及を進めていくものですが、令和 2 年から令和 3 年にかけて少し率が減少している状況です。下水道から離れたということではないとは思いますが、対象の人口の変更などどのような理由があるのかが 1 点です。</p> <p>もう 1 点は、72～73 ページで庁舎の温暖化対策を行って電気を大幅に減らしましたという話がありましたが、一方で都市ガスがかなり増えているというところがございます。</p>

鈴木委員	<p>記録なので、電気が減りました、ガスが増えましたという話で別に構わないのですが、何か装置を入れられた結果かと思います。</p> <p>どんな対策を行ったのか、トータルで削減になっているという話ですので、温暖化対策を実施された結果かと思いますが、どういうことを行ったのかということに記載していただいた方がいいのかなと思います。</p>
事務局	<p>まず1点目は、人口の増減の部分でパーセントが少し変化しているのが下水道普及率の状況でございます。</p> <p>それから73ページの温室効果ガスの排出量の増減については、世間一般で言われるガスヒーポンと言われるものを、庁舎・給食センターに導入しております。これは中圧ガスを利用した発電になりまして、大規模震災、この間の東北の東日本大震災の時にも、中圧ガスについては一切壊れていません。</p> <p>その前の阪神淡路大震災の時にも中圧ガスのガス管については、破損していませんでしたので、今回その中圧ガスがたまたま四條畷市内に埋設されておりますので、そこから管を引きまして中圧ガスによるガス発電、非常時に電源を市役所の方から確保できるようにしております。</p> <p>給食センターでは、災害が発生した際に大人数の食事を提供できるようにするために、電気からガスに変更しております。そのため、ガスの使用量が増加して、電気の使用量が減少している結果となっております。</p> <p>また、四條畷の東小学校、南中学校の2校が廃校になったことも影響しております。</p>
花嶋会長	<p>他になにかございませんか。</p>
藤本委員	<p>事務局へお伺いしますが、今回の令和4年版、前回の令和3年版の取扱いは、ホームページで公表以外にはどのようにされているのでしょうか。また、教育委員会と連携などしているのでしょうか。</p> <p>お願いになるのですが、市民団体である環境ネットワークさんがグリーン</p>

藤本委員	<p>カーテンであったり、雨水タンクは園から中学校までほぼほぼの学校で実施していると思います。</p> <p>また、学校給食、地域の清掃や美化、ごみに関して、あと蛍の育成も実施しています。記録としては、自然を利用した野活でのイベントであったり、水の大切さや緑を維持することがどれだけ大切なのかということがたくさん書かれていますので、ホームページの公表だけではなくて、1年間で市がどういう取組みをしているのか、どういう状況なのかがしっかり分かるデータになっているので、是非教育委員会と連携して、中学生などの学びになるように進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>なわての環境につきましては、ホームページへの公表に加え、現在生活環境課の窓口、総合センター内の市立図書館、田原支所、それから市役所本館2階の情報公開コーナーに冊子を配置しております。</p> <p>教育委員会と連携が図れるように、話の場を持ちたいと考えております。</p>
花嶋会長	<p>今の話に引き続きまして、72～73ページのCO₂・N₂Oの数字が大文字になっていたり、72ページの表4-38の電気のkWhのkが大文字になっているので、国際的なルールに従い、小文字に修正していただき、中学生等の教育に使用されるのであれば、正しい形で中学生にも見ていただきたいなと思います。</p>
事務局	<p>ご指摘いただきました単位の表記等について全体的に修正させていただきます。</p>
花嶋会長	<p>他にございませんか。</p>
島委員	<p>先ほどの地下水の件で訂正が1個あります。</p> <p>農業用水を全面に使っていると発言しましたが、渇水期のみということです。</p>

島委員	<p>通常は河川の水を使っています。ただ、河川の水がなくなったら、井戸水をあげて河川に流すというかたちになっておりますので、この部分について訂正しておきます。</p>
花嶋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に、ご意見・ご質問ございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、最後に、案件（４）「その他」について、事務局の方から何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局からは、今年度の審議会の開催スケジュールについて、説明させていただきます。</p> <p>令和４年度の環境審議会につきましては、「カーボンニュートラル宣言について」及び「なわての環境（令和４年版）」の検討を主な案件としております。それ以外、大きな案件の予定はございません。</p> <p>そのため、カーボンニュートラル宣言については、来年度実施の方向で決定し、また、なわての環境につきましてご意見いただきました修正点等につきまして、大幅な訂正等はございませんので、令和４年度につきましては今回で環境審議会を終わらせていただければと思っております。</p> <p>今回ご指摘いただいた点を修正後、みなさまへ送付してご確認いただき、問題なければ、そのまま完成とさせていただきます。</p> <p>また、来年度は、「ごみ収集委託の契約の在り方」・「環境基本計画の改訂」・「なわての環境（令和５年版）」の検討を考えておりますので、ご報告いたします。</p> <p>私からの説明は、以上です。</p>
花嶋会長	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p> <p><発言無し></p> <p>それでは、これで終わりたいと思います。</p>

花嶋会長	<p>本日の会議はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局に司会をお返しいたします。</p>
事務局	<p>本日は、とても貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。</p> <p>これにて、令和4年度第1回四條畷市環境審議会を終了いたします。</p>

◆参考データ

PFOA は、ペルフルオロオクタン酸の略称、PFOS は、ペルフルオロオクタンスルホン酸の略称で、いずれもフッ素を含む有機化合物の一種です。

PFOA 及び PFOS は、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な性質を有していることから、様々な表面処理の用途に使用されてきました。

PFOA 及び PFOS は、2020年5月に、水質汚濁に係るよう要監視項目^{※1}に指定され、河川や飲み水などにおける暫定的な目標値(指針値)^{※2}として、PFOS 及び PFOA の合計値で50ng/L以下とされました。なお、現在、土壌や食物(米・野菜等)に関する指針値等はありません。

※1 要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、直ちに環境基準とはせず引き続き知見の集積に努めるべき」とされている項目です。

これらの人への健康への影響については、各国・各機関である程度の知見が集積されつつあるものの、現時点において発がん性等の毒性について国際的に統一された評価値はありません。

※2 指針値の考え方は、「体重50kgの人が、一生涯にわたり1日2Lの水を飲用しても健康に対して有害な影響がないと考えられる濃度」として設定されています。